

崇城大学学術リポジトリ運用指針

令和3年6月24日
図書館運営委員会制定

(趣旨)

1. 崇城大学（以下「本学」という。）は、本学において産出された研究成果（以下「成果」という。）を収集し、崇城大学学術リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）に恒久的に蓄積・保存し、学内外に電子的手段によって無償で公開・提供することにより、本学の学術研究、教育活動の発展に資するとともに社会に貢献を果たすものとする。なお、本指針において、リポジトリの運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(運用)

2. リポジトリの運用は、本学図書館において行うものとする。

(登録者)

3. リポジトリに成果を登録できる者（以下「登録者」という。）は以下に掲げる者とする。
 - (1) 本学に在籍する、又は在籍したことのある教職員及び大学院生
 - (2) その他、図書館長が適当と認めた者

(登録対象)

4. リポジトリへ登録する成果は、以下の要件を満たすものとする。
 - (1) 次に掲げる区分のいずれかに属するものであること。
 - ① 学術論文（学術雑誌掲載論文、プレプリント、学会発表資料等）
 - ② 学位論文
 - ③ 紀要論文
 - ④ その他、図書館長が適当と認めたもの
 - (2) 本学に関わる成果で、登録者が作成もしくは作成に関わったもの、又は本学においてその主要な部分が作成されたものであること。
 - (3) 著作権・知的財産権及び個人情報保護に係る法令及び学内の関連する諸規定を遵守していること。
 - (4) 社会通念上、又は情報セキュリティ上の問題がないこと。

(登録及び登録の代行)

5. 登録者は、リポジトリの登録システムを通じて成果を登録することができる。ただし、登録代行は、所要の手続きにより図書館が代行することができる。

(登録された成果の利用)

6. 図書館は、以下の方法によってリポジトリに登録された成果を利用する。
- (1) 当該成果を複製し、リポジトリを構築するサーバに格納する。
 - (2) ネットワークを通じ前号の複製物を不特定多数に無料で公開する。
 - (3) 利用・保存のため、必要な複製・媒体変換を行う。
7. 図書館はリポジトリに登録された成果の利用については、以下のことを遵守する。
- (1) 前6. 項に掲げた利用方法以外による利用は行わない。
 - (2) ネットワークを通じて成果を利用する者に対し、著作権・知的財産権及び個人情報保護に係る法令を遵守するよう周知する。

(学術研究成果の著作権と利用許諾)

8. リポジトリに登録する成果の著作権が登録者のみに帰属している場合、登録者は、附属図書館に対して前6. 項に掲げた利用を無償で許諾するものとする。
9. リポジトリに登録する成果の著作権が登録者を含め複数の者に帰属している場合、登録者は、前6. 項に掲げた利用を無償で許諾することについて、他の著作権者から同意を得なければならない。
10. リポジトリに登録する成果の著作権が登録者以外に帰属している場合、登録者は、前6. 項に掲げた利用を無償で許諾することについて、著作権者から同意を得なければならない。なお、著作権者があらかじめ許諾の方針を示している場合にはこれを要しない。
11. 成果がリポジトリに登録された後も、著作権は、著作権者の元に留保される。

(学術研究成果の削除・非公開化)

12. 図書館は、以下の場合に、リポジトリに登録された成果を削除又は非公開化することができる。
- (1) 登録者が、理由を付して削除又は非公開化の申請を行った場合
 - (2) 社会的にみて内容が著しく不適切である場合
 - (3) 登録によって支障が生じると認められる場合
 - (4) その他、図書館運営委員会が認めた場合

(登録者の責任)

13. 登録された学術情報等の内容に関する責任は、登録者が負うものとする。

(免責事項)

14. 図書館は、リポジトリに登録された成果を利用することにより発生した登録者又は著作権者の損害について、一切の責任を負わないものとする。

(改廃)

15. この運用指針の改廃は図書館運営委員会の議を経て、学長が行う。

附則

この指針は、令和3年4月1日から施行する。